

資料 4

部会決議報告

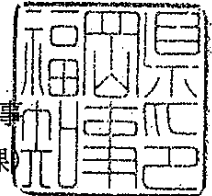
五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について



5 自 第 4 4 4 号
令和 5 年 8 月 7 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)



五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第4項において準用する同法第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

2 諮問理由

法第29条第1項の規定により、知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。とされている。

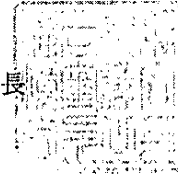
五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区については、令和5年11月14日をもって存続期間が満了するが、引き続き森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があることから、当該区域を特別保護地区に再度指定するため、諮問を行うもの。



5 福環審第6号
令和5年10月13日

福岡県知事 殿

福岡県環境審議会会長



五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（答申）

令和5年8月7日付5自第444号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定については、適当である。

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区の指定について

(1) 特別保護地区の名称

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域及び面積

那珂川市に所在する国有林福岡森林計画区95林班（林道堀切線から東側の部分を除く。）

(3) 特別保護地区の存続期間

令和5年11月15日から令和15年11月14日まで（10年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区指定の理由

五ヶ山鳥獣保護区は、那珂川市南部と佐賀県との県境に位置し、脊振山系の一部としてその全域が脊振雷山県立自然公園となっている。那珂川を谷底として周囲を山岳に囲まれ、広葉樹等の豊かな植生に恵まれており、野生鳥獣の生息に適し、特に鳥類の種類及び生息数が多い。また、大陸と日本及び日本列島を移動する鳥類の渡りの中継地ともなっている。

特に当該鳥獣保護区の中でも、北部はアカマツ二次林やシイ・カシ二次林などの植生がモザイク状に見られる。これらの植生が小型鳥類のエサ場を提供するため、多くの鳥類が生息、繁殖している。また、サシバ（福岡県準絶滅危惧）、アオバズク（福岡県絶滅危惧Ⅱ類）などの生態系ピラミッドの頂点に位置する猛禽類も生息しており、豊かな生態系が維持されている。

このため、当該区域は、五ヶ山鳥獣保護区内でも特に重要な地域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、鳥獣の生息地の保護を図るものである。

(6) 保護管理方針



ア 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

イ 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

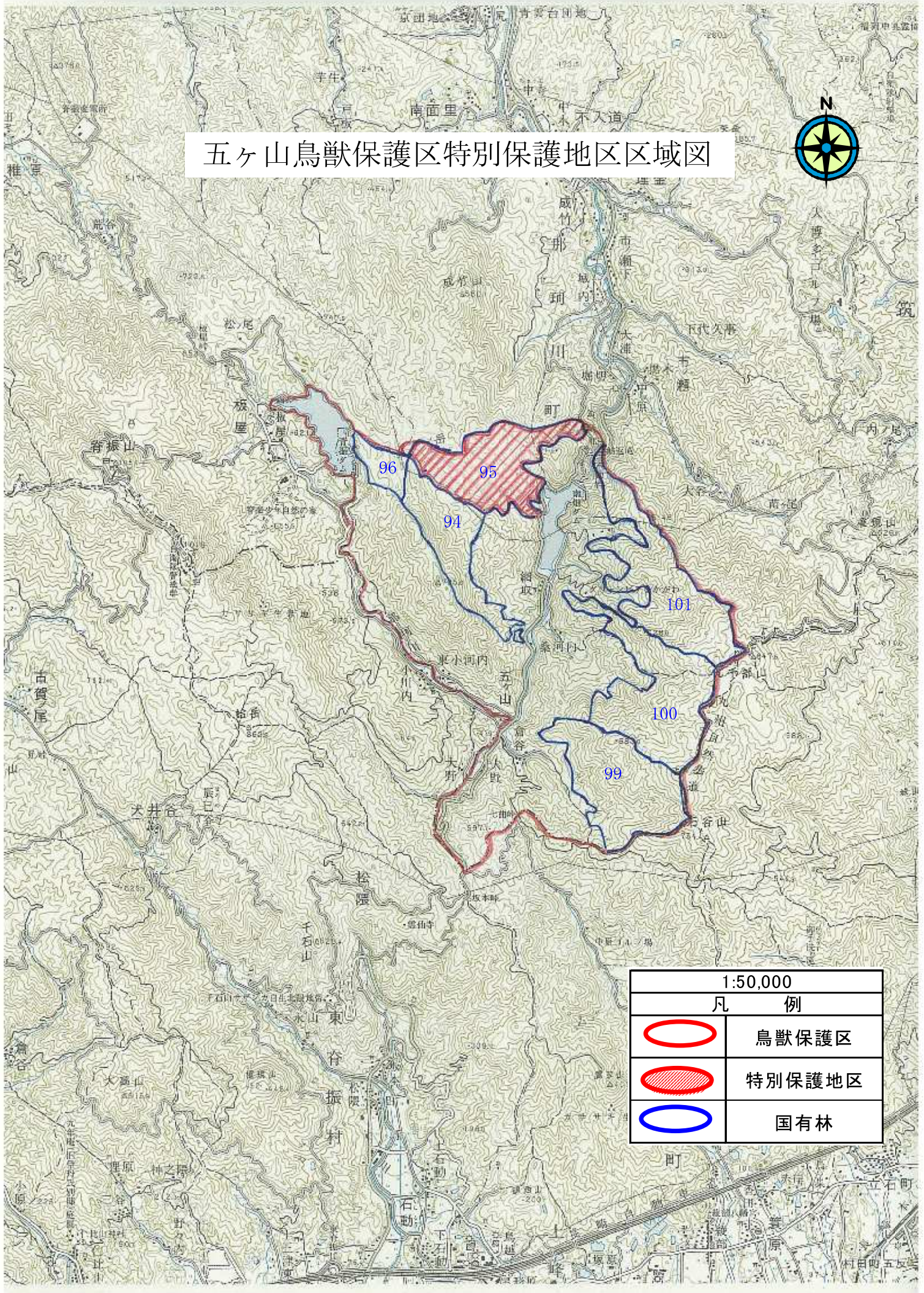
五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区位置図



五ヶ山鳥獣保護区

1:600,000	
凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

五ヶ山鳥獣保護区特別保護地区区域図



1:50,000	
凡 例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区
	国有林